

	水稲耕作者の方へ (お知らせ)	
--	----------------------------------	--

今年から水稲共済細目書異動申告票の提出期限が4月20日になりました。

昨年の4月16日に発生した熊本地震の際に、水稲の移植が済んだほ場が被害を受けましたが、申告票の提出がされていなかったため、共済被害として認められませんでした。

それを受けまして、今回、国から移植時期の調査と提出期限の見直しが指示されました。

調査の結果、茨城県内の水稲の移植開始時期は、4月20日となりましたので、同様に提出期限につきましても、県内一律の4月20日に統一がなされました。

提出期限が早まり、皆様方にはご不便をおかけいたしますが、制度の趣旨をご理解の上ご協力をお願いします。

今年から飼料用米専用品種の一部が引受対象になります。

飼料用米の専用品種については、収穫量の基準単収が設定されていなかったため引受を見合わせておりましたが、下記の6品種について、基準単収が設定されましたので、29年産から引受けが可能となりました。

つきましては、下記の飼料用米を作付される際は、異動申告票へ品種の記入をお願いいたします

※クサホナミ ※タカナリ ※べこあおば
※ホシアオバ ※モミロマン ※夢あおば

お問い合わせ先

茨城北農業共済事務組合

常陸太田支所 TEL 0294-72-6226

那珂東部支所 TEL 029-274-1115

那珂北部・大子支所 TEL 0295-53-2088

多賀支所 TEL 0293-23-7198